

洲本市学校施設長寿命化計画

令和3年3月

洲本市教育委員会

目 次

(1) 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等	1
①背景	1
②目的	1
③計画の位置付け	1
④計画期間	2
⑤対象施設	2
(2) 学校施設の目指すべき姿	4
(3) 学校施設の実態	5
①学校施設の運営状況・活用状況等の実態	5
②学校施設の老朽化状況の実態	10
(4) 学校施設整備の基本的な方針等	15
①学校施設の規模・配置計画等の方針	15
②改修等の基本的な方針	18
(5) 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	20
①改修等の整備水準	20
②維持管理の項目・手法等	21
(6) 長寿命化の実施計画	22
①改修等の優先順位付けと実施計画	22
②長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果	23
(7) 長寿命化計画の継続的運用方針	24
①情報基盤の整備と活用	24
②推進体制等の整備	24
③財源の確保	24
④フォローアップ	25

(1) 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等

①背景

本市の学校教育施設は、市有建築物全体の延床面積のうち、約3割を占めており、延床面積約9万㎡を有し、市有建築物として最大の面積を保有しています。これらの施設は昭和40年代から昭和50年代にかけて建築された施設が多く、今後30年間に一斉に更新時期を迎えるため、順次更新していかなければなりません。

国においては、「インフラ長寿命化計画」が策定され、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図る方向が打ち出されました。これを踏まえ、地方自治体にも公立学校施設に係る個別施設計画を策定することが求められています。

本市においては、平成28年12月に「洲本市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の最適化に向けての具体的な取組や維持更新等に関する基本方針を定めたところです。今後、人口減少や少子高齢化の進展により、財政状況がより厳しくなることが予想され、学校施設を可能な限り長期に使用し、施設整備コストを抑制していくために長寿命化を導入した学校施設整備の方針・計画を検討していく必要があります。

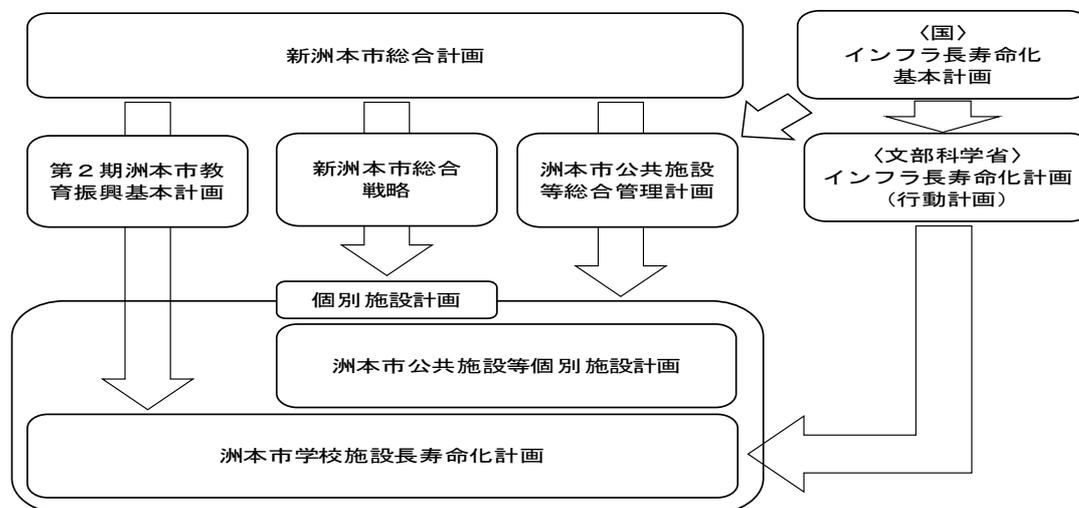
②目的

老朽化が進む学校施設の現状と課題を把握し、事後保全から計画的な予防保全へと管理手法を転換することで、施設の機能を維持しながら、これまで以上に長く使い続けることにより、財政負担の縮減や平準化を図っていくことが必要です。

以上を踏まえ、上位計画である洲本市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ「洲本市学校施設長寿命化計画」（以下「長寿命化計画」という。）を策定します。

③計画の位置付け

本計画は、上位計画及び関連計画と整合を図りながら策定しています。



④計画期間

計画期間は、令和3年3月現在、洲本市学校教育審議委員会による「洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方（報告）」（平成28年8月）を見直し中の状況を踏まえ、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

計画期間中であっても、児童生徒数の推移、社会情勢や教育環境の変化、市財政運営状況などへの対応が必要になった場合には、見直しを行うものとします。

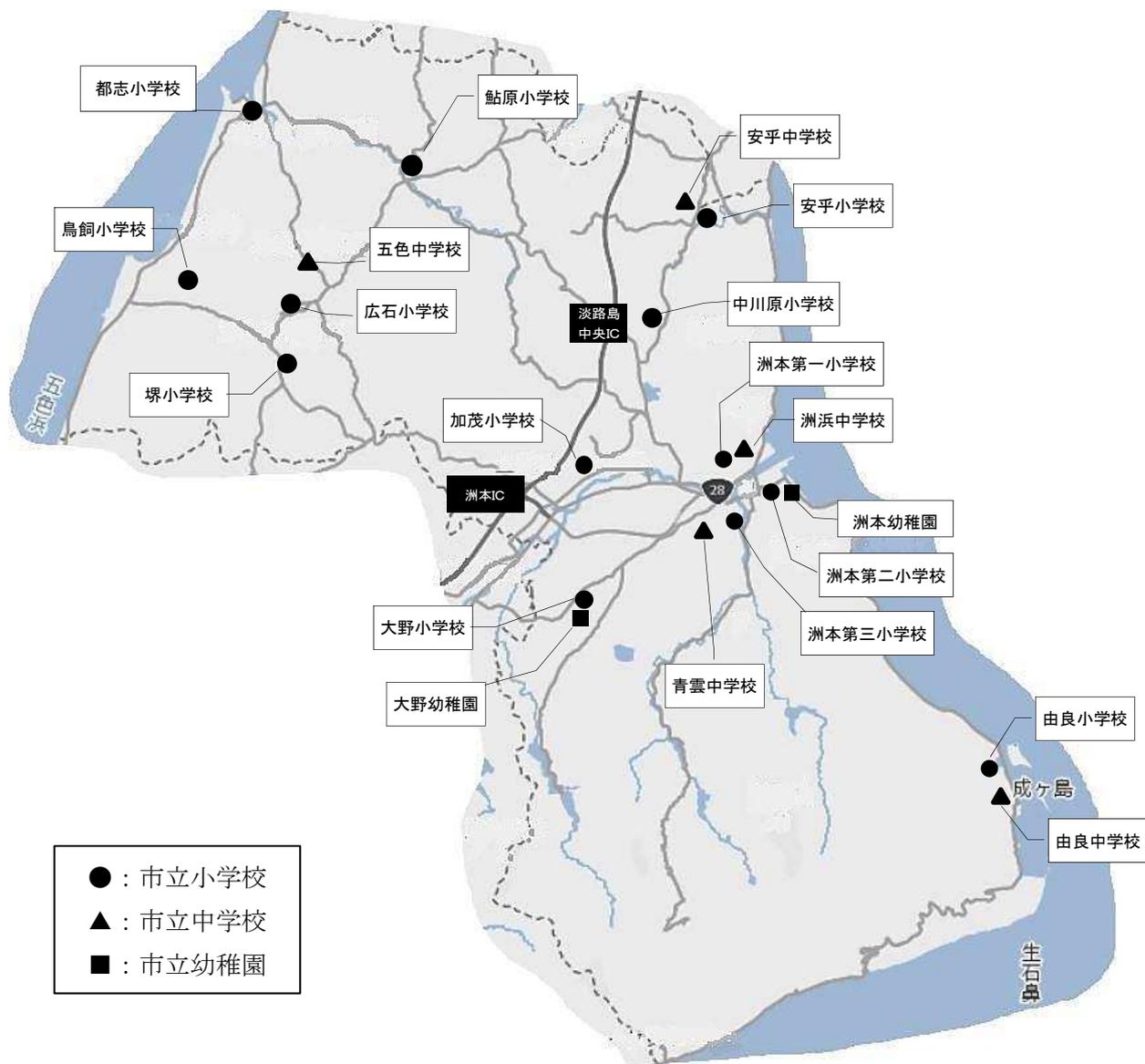
⑤対象施設

本計画の対象となる施設は、小学校13校、中学校5校、幼稚園2園の20施設とします。

【学校園施設一覧】

	施設名	住所
小学校	洲本第一小学校	洲本市宇山一丁目1番37号
	洲本第二小学校	洲本市山手二丁目1番51号
	洲本第三小学校	洲本市物部一丁目1番49号
	加茂小学校	洲本市下内膳470番地
	大野小学校	洲本市大野318番地
	由良小学校	洲本市由良三丁目3番43号
	安乎小学校	洲本市中川原町中川原988番地
	中川原小学校	洲本市安乎町平安浦445番地
	都志小学校	洲本市五色町都志万歳919番地
	鮎原小学校	洲本市五色町鮎原南谷559番地
	広石小学校	洲本市五色町広石下961番地
	鳥飼小学校	洲本市五色町鳥飼中309番地
	堺小学校	洲本市五色町上堺25番地1
中学校	洲浜小学校	洲本市塩屋二丁目5番2号
	青雲中学校	洲本市物部三丁目10番1号
	由良中学校	洲本市由良町由良2355番地1
	安乎中学校	洲本市安乎町北谷1169番地2
	五色中学校	洲本市五色町広石北125番地
幼稚園	洲本幼稚園	洲本市山手二丁目1番7号
	大野幼稚園	洲本市大野318番地

市立幼稚園・小学校・中学校の配置図



(2) 学校施設の目指すべき姿

学校施設は、児童・生徒・園児が日々の学習や生活のために、日常の多くの時間を過ごす教育施設であり、安全・安心で快適な教育環境の整備が求められています。

同時に、学校施設は、地域住民などの多くの人々が関わる施設でもあり、多様な利用者に配慮した施設づくりも求められるなど、時代の変化に応じた整備を実施していく必要も生じています。

本市のこれまでの学校施設整備においては、新たな教育ニーズや社会状況の変化を踏まえて対応してきました。校舎などの耐震化を最優先に位置付け、近年は空調整備等に取り組んできました。

「第2期洲本市教育振興基本計画」においても、安全で快適な学習環境づくりと学校施設の適切な維持管理の推進により、子どもたちが安全で快適に学び、安心して過ごすことができるよう学習環境の整備を図ることとしています。今後は、児童・生徒数が減少傾向にあることも勘案しながら、学校施設の長寿命化に向けた施設整備を進めていきます。

本市の目指すべき学校施設は、次のとおりです。

①安全性

- ・誰もが安全・安心に利用できる施設
- ・災害時の拠点として機能する施設
- ・防犯機能や防災機能を備えた施設

②快適性

- ・誰もが快適に利用できる施設
- ・学習効率の向上に資する快適な施設
- ・インクルーシブ教育を推進するため、ユニバーサルデザインに配慮した施設
- ・地域に開かれた施設

③機能性

- ・多様な学習内容、学習形態への対応ができる施設
- ・わかりやすく、特色のある授業を行うためのICT環境の充実した施設

④環境への適応性

- ・省エネルギーに配慮した環境負荷の少ない施設

(3) 学校施設の実態

① 学校施設の運営状況・活用状況等の実態

1) 対象施設の一覧

本市が所有する学校園は、小学校が13校、中学校が5校、幼稚園が2園あります。

【施設一覧】

施設名	児童・生徒数 (人)	学級数(クラス)		備考	
		通常学級	特別支援学級		
小学校	洲一小学校	96	6	1	
	洲二小学校	158	6	3	
	洲三小学校	421	14	2	
	加茂小学校	203	7	3	
	大野小学校	341	12	4	
	由良小学校	79	6	2	
	中川原小学校	61	6	2	
	安乎小学校	83	6	1	
	都志小学校	64	6	0	
	鮎原小学校	131	6	1	
	広石小学校	79	6	2	
	鳥飼小学校	89	6	1	
	塚小学校	57	6	1	
小学校計	1,862	93	23		
中学校	洲浜中学校	167	5	2	
	青雲中学校	471	13	3	
	由良中学校	47	3	1	
	安乎中学校	35	3	0	
	五色中学校	229	7	1	
中学校計	949	31	7		
学校計	2,811	124	30		

施設名	園児数(人)	備考
洲本幼稚園	44	
大野幼稚園	14	
幼稚園計	58	

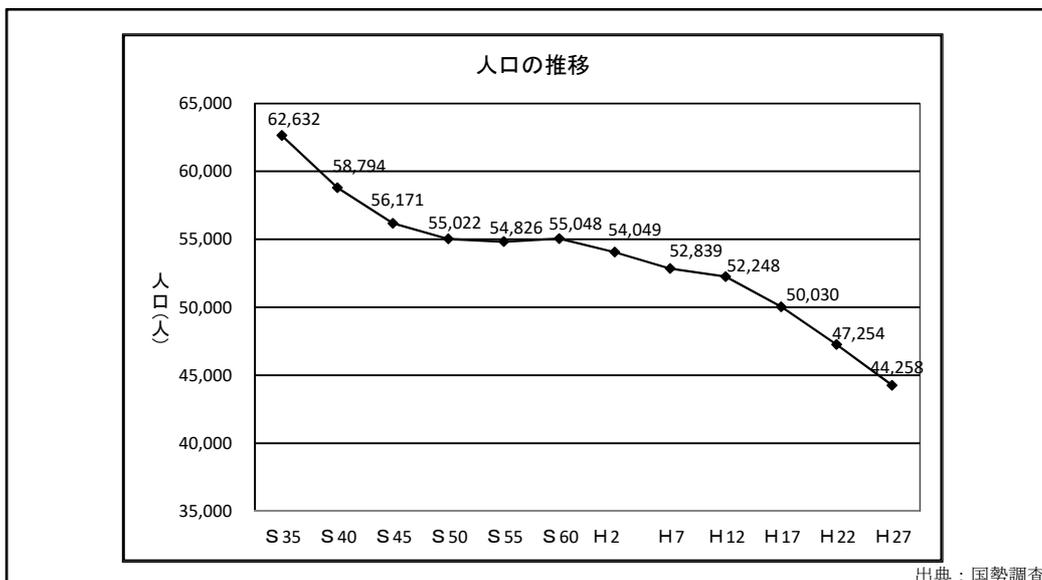
出典：学校基本調査（令和2年5月1日現在）

2) 本市の人口推移と見通し

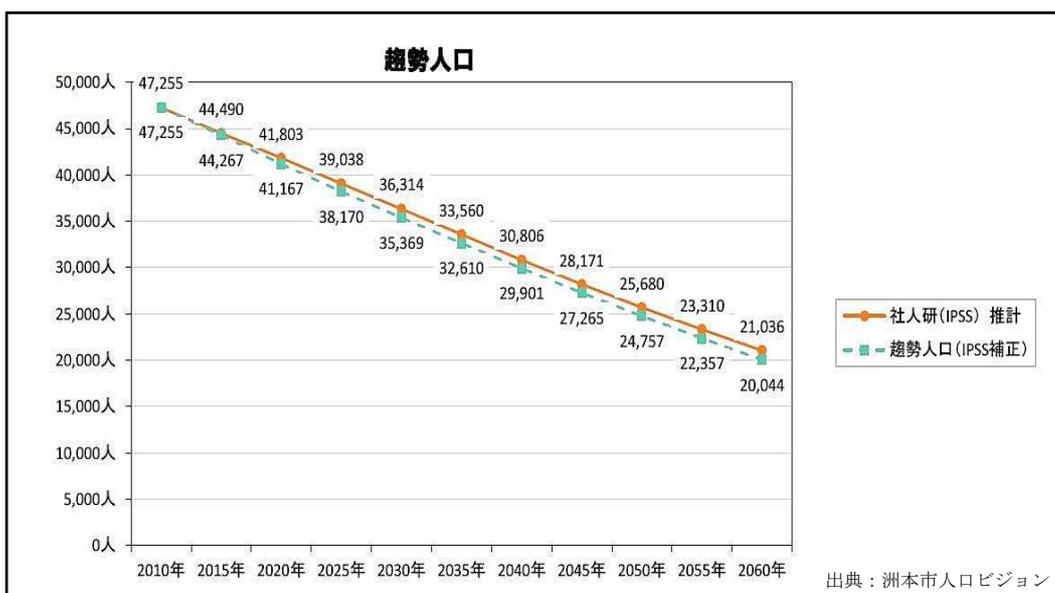
国勢調査による本市の人口は、昭和35年より減少が続いており、昭和35年に62,632人であったのが、平成27年には44,258人と減少率は29.3%となっています。今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた将来推計人口をベースに、2015年時点の本市の実態に即した補正を行った趨勢人口でみると、本市の人口は、今後も減少傾向で推移し、2020年に約41,200人、さらに2060年には約20,000人程度まで減少することが見込まれます。

【人口の推移】



【洲本市人口ビジョンによる趨勢人口】

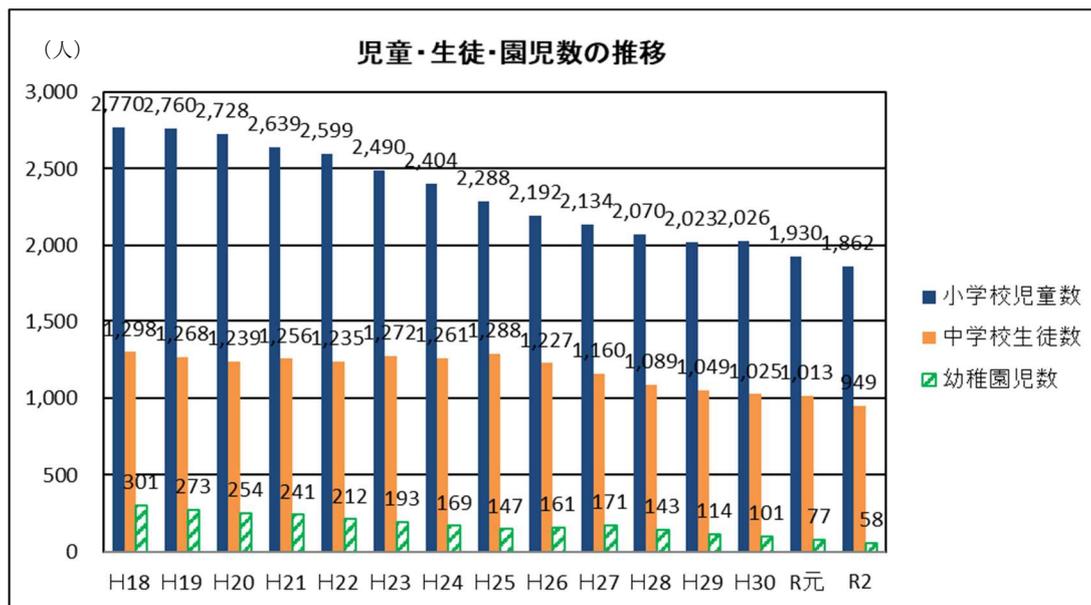


3) 児童・生徒数及び学級数

この15年間の推移を見ると、少子化の進展に伴い、児童・生徒・園児数は減少傾向が続いています。平成18年度と比較すると、児童数は67%、生徒数は73%、園児数は19%になっています。共働き世帯の増加による保育需要の増加により、特に園児数が大きく減少しています。

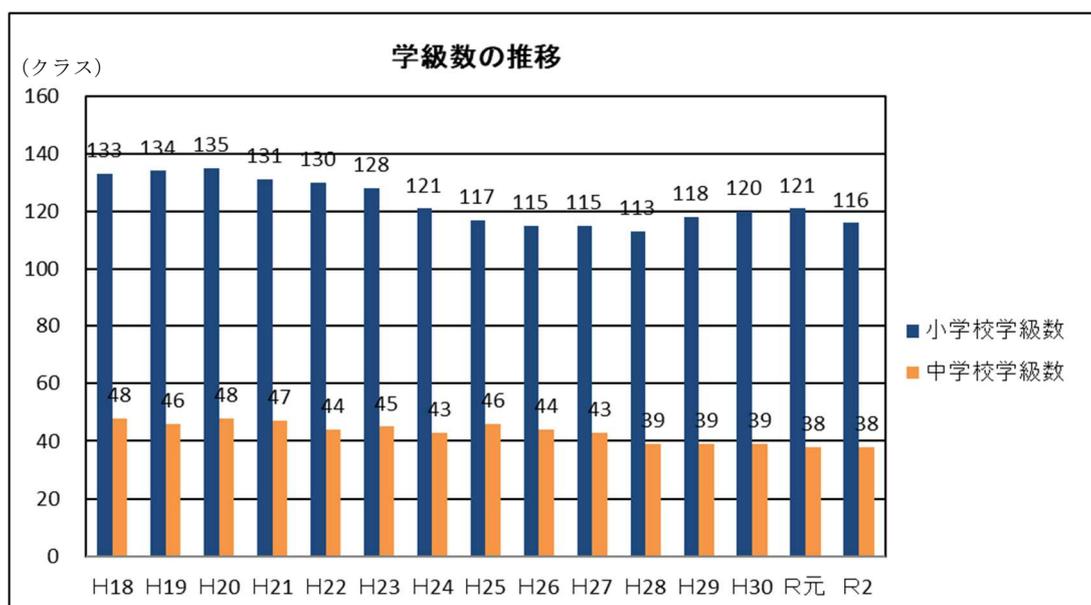
小・中学校の学級数についても、児童・生徒数の減少に伴い減少しています。

【児童・生徒・園児数の推移】



出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

【学級数の推移】



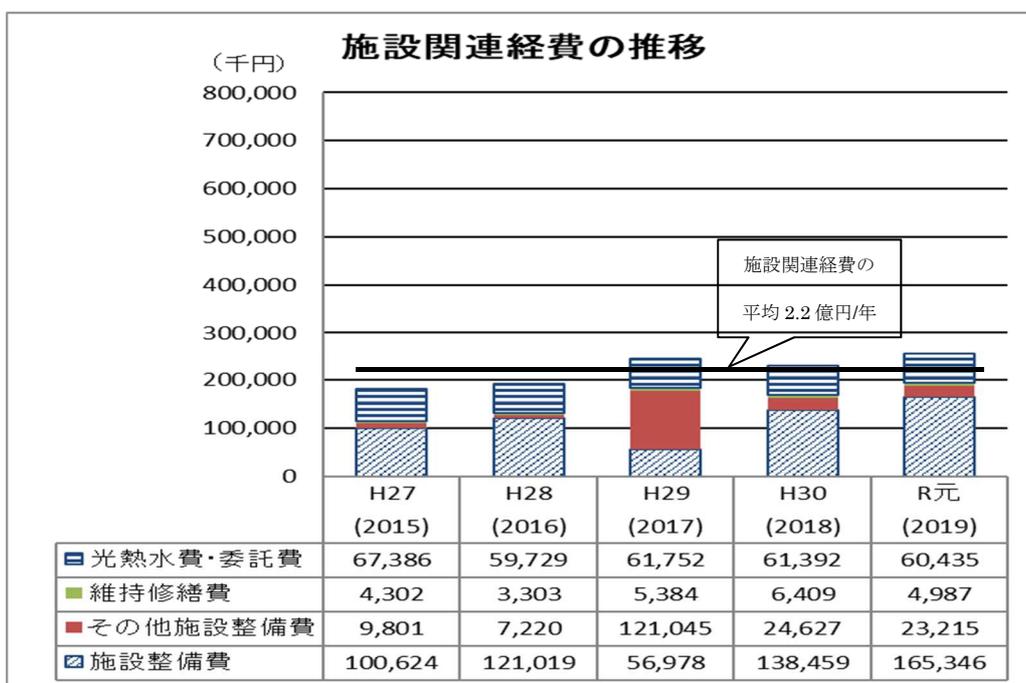
出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

4) 施設関連経費の推移

過去5年間の学校施設における施設整備費と施設管理経費を合わせた施設関連経費は、約1.8億円から2.5億円で推移しており、5年間の平均は約2.2億円/年となっています。

経費の内訳をみますと小中学校の空調整備等を実施したことにより、施設整備費が最も高くなっており、5年間の平均は、約116百万/年となっています。次に高いのが光熱水費・委託費となっており、5年間の平均は約62百万円/年となっています。

【施設関連経費の推移】



【施設関連経費の内訳】

単位:円

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	5年平均
施設整備費	100,623,738	121,018,559	56,978,208	138,458,785	165,346,350	116,485,128
その他施設整備費	9,801,000	7,219,800	121,045,320	24,627,216	23,214,808	37,181,629
維持修繕費	4,302,161	3,303,284	5,384,141	6,408,975	4,987,354	4,877,183
光熱水費・委託費	67,386,479	59,729,325	61,752,235	61,391,780	60,435,263	62,139,016
合計	182,113,378	191,270,968	245,159,904	230,886,756	253,983,775	220,682,956

※施設整備費：校舎、体育館等主要建築物の整備に係る費用

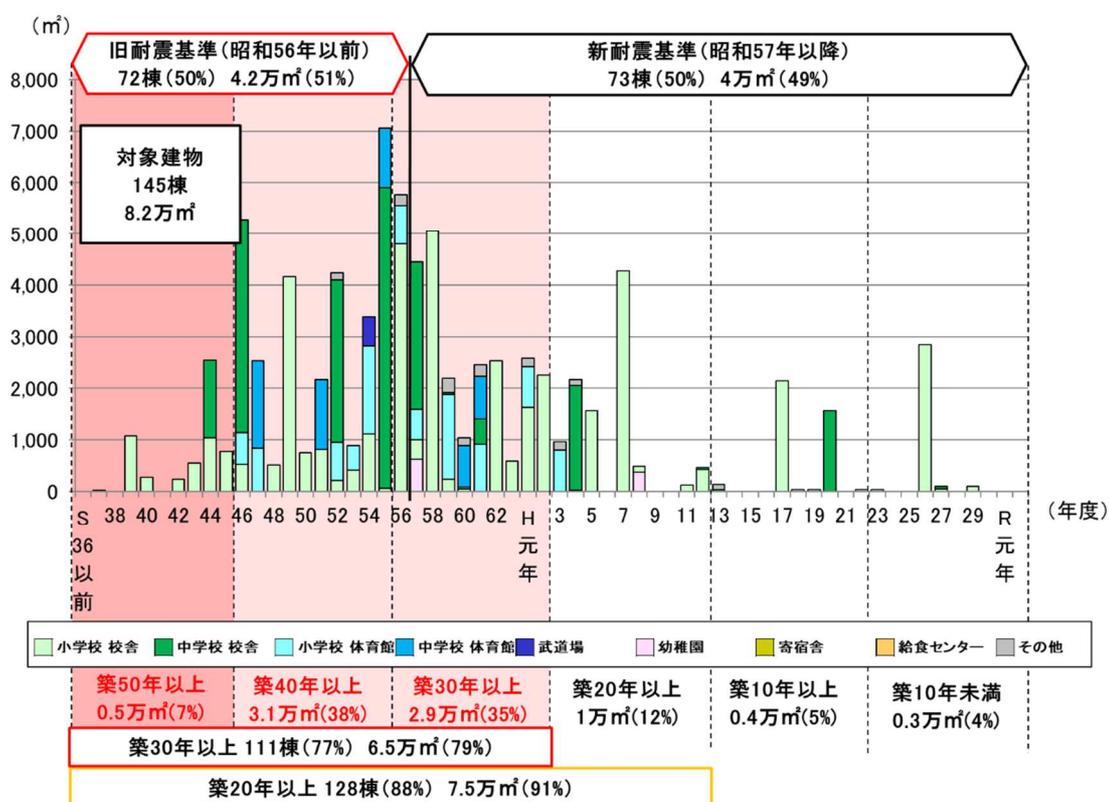
その他施設整備費：プール、運動場等、上記の施設整備費に含まれない費用

5) 学校施設の保有量

本市の所有する学校施設は、小学校 13 校、中学校 5 校、幼稚園 2 園（令和 2 年 5 月 1 日現在）あり、145 棟で延床面積は約 8.2 万㎡となっています。

このうち、築 30 年以上の建物は約 6.5 万㎡（79%）、特に今後 10 年以内に何らかの老朽化対策工事が必要になると予想される築 40 年以上と築 50 年以上の建物だけでも約半数の 45%を占めています。

築年別整備状況



②学校施設の老朽化状況の実態

1) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

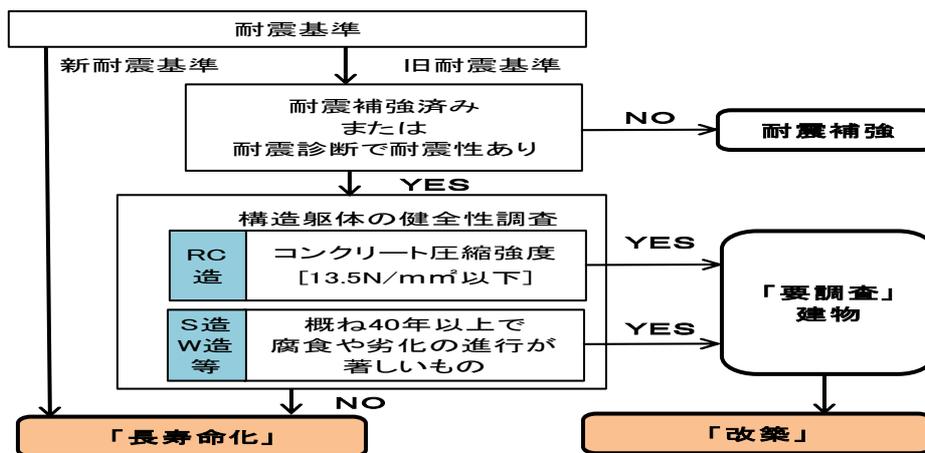
〈調査・評価の方法〉

建築物は、構造躯体の健全性が確保されてはじめて長期間使用することが可能であり、施工方法や管理状況により使用できる年限に違いが出てきます。長寿命化を図るにあたっては建物の骨組みにあたる構造躯体の健全性を確認し、建物の長寿命化改修が可能かどうかの判断が重要となります。文部科学省の基準ではRC造の建物のコンクリート圧縮強度が 13.5N/mm^2 以下の建物について、長寿命化改修とするか改築とするかは「要調査」とされているため、 13.5N/mm^2 を基準として構造躯体の健全性を評価します。S造の建物については、鉄骨の腐食状況を目視により確認し、長寿命化改修の可否を判断します。

そのため長寿命化の可否を判断するには、建物ごとに構造躯体の健全性を評価する必要があります。

また、構造躯体以外の屋根・屋上、外壁は目視により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は全面的な改修からの経過年数により評価します。

【構造躯体の健全性調査】



【構造躯体以外の劣化調査】

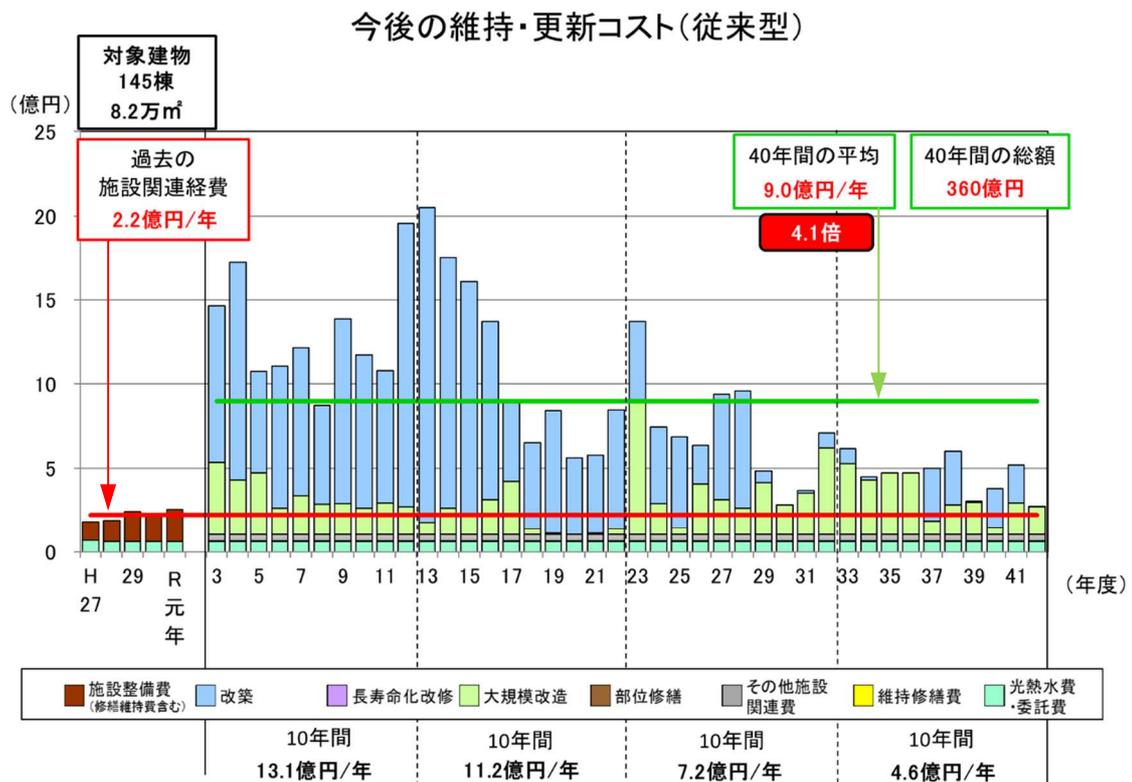
現地調査により、屋根・屋上、外壁は目視により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は経過年数をもとに4段階で評価する。

目視による評価【屋根・屋上、外壁】		経年劣化による評価【内部仕上げ、設備】	
評価	基準	評価	基準
良好 A	概ね良好	良好 A	20年未満
B	部分的に劣化 (劣化状況や更新周期を踏まえた、中長期での修繕が必要)	B	20～40年
C	広範囲に劣化 (比較的、早期に計画的な改修が必要)	C	41年以上
劣化 D	早急に対応する必要がある (安全面・機能面に影響が大きい)	劣化 D	経年数に関わらず著しい劣化

2) 今後の維持・更新コスト比較

ア 従来型

従来、本市の学校園施設の整備方針は、築 20～30 年を目安に大規模改造工事を実施し、築 50 年程度で改築（建替え）を行うことを想定したものでした。しかし、この計画では、今後 20 年以上にわたり改築工事が集中することになります。また、この場合の今後 40 年間の施設関連経費の将来推計は総額で 360 億円、年平均で 9.0 億円となります。この額は、過去 5 年間にかかった施設関連経費の 4.1 倍に当たり、改築中心の整備方針を継続していくことは非常に困難であり、実行可能な対応策を検討する必要があります。



【試算条件】

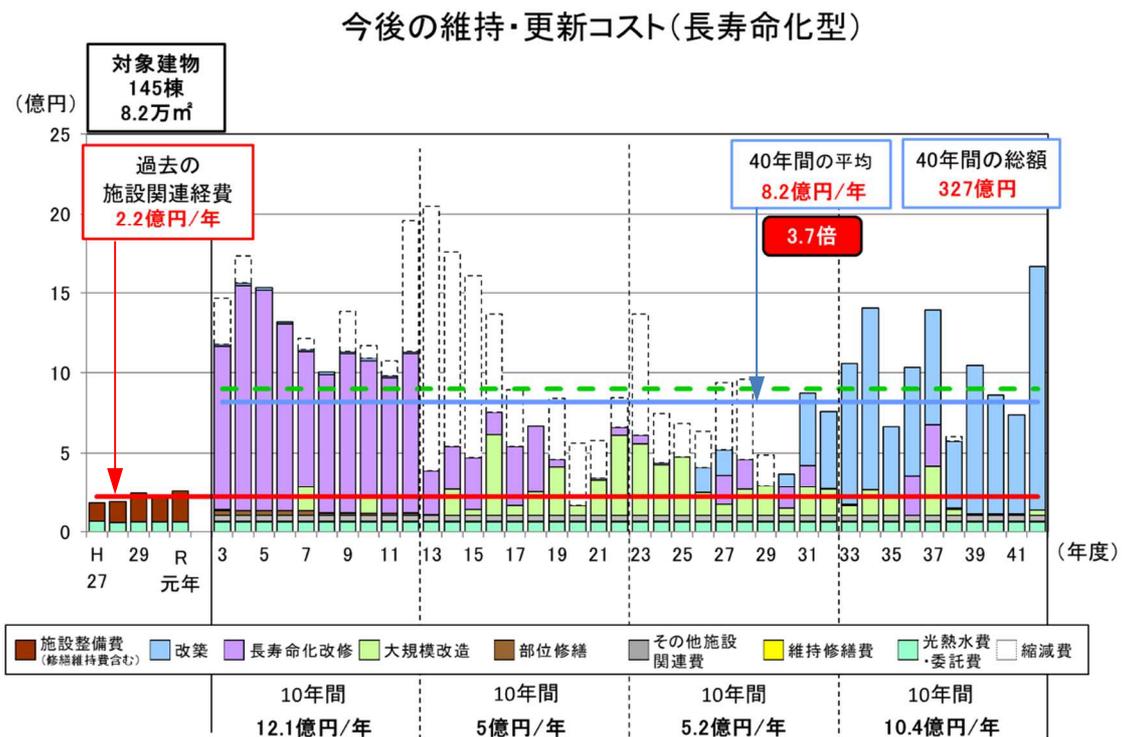
(更新周期) 築 20 年で大規模改造工事、築 50 年で改築工事

イ 長寿命化型（文部科学省推奨）

改築（建替え）中心の従来型から改修による長寿命化型に切り替えていくためには、計画的に機能向上と機能回復に向けた修繕・改修を建物全体でまとめて実施する必要があります。

長寿命化により80年間建物を継続使用する場合、中長期における経費の平準化が期待できるとともに、今後40年間の総額コストは327億円（8.2億円/年）となり、従来型の360億円（9.0億円/年）より33億円（0.8億円/年）、約10%の縮減効果が期待できます。

しかし、過去の施設関連経費2.2億円/年に対して、まだ3.7倍のコストがかかるため、長寿命化型への移行だけでは今後の財政的にも対応できない状況です。



【試算条件】

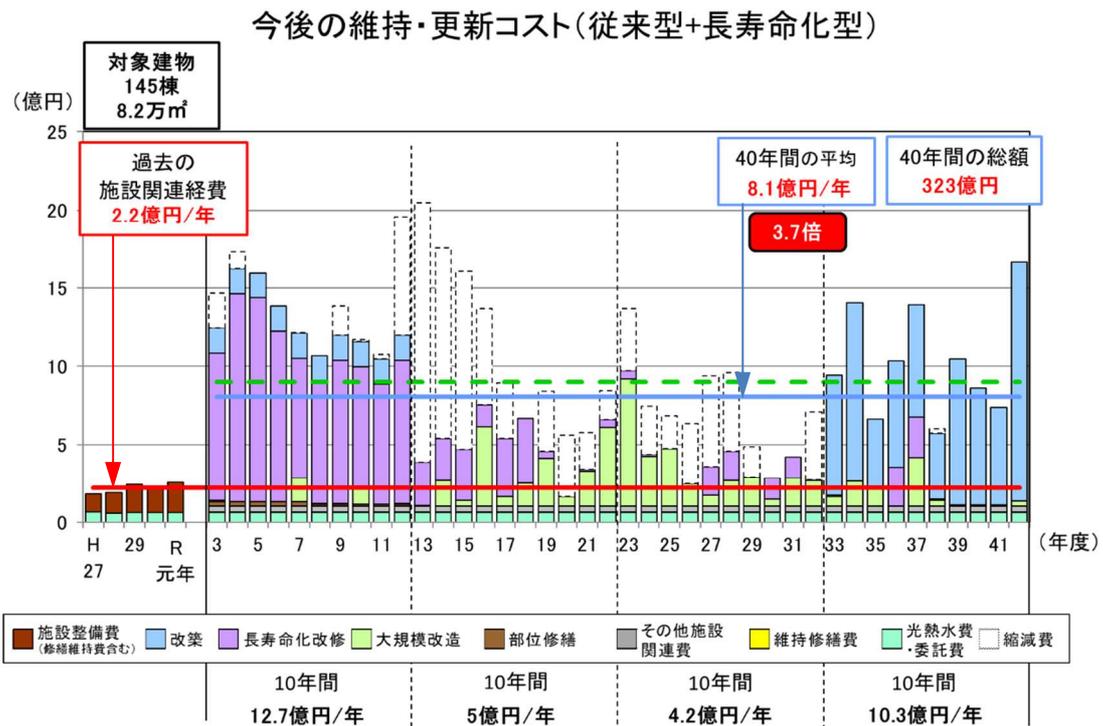
（更新周期）築20年で大規模改造工事、築40年で長寿命化工事、築80年で改築工事
調査時点で築50年超の建物でも長寿命化の対象

ウ 従来型+長寿命化型

長寿命化型への移行を基本としつつ、調査時点で築50年を超過している建物の長寿命化については、目標耐用年数を80年とした場合に残存期間が30年未満になり、かえって財政負担が増加する可能性があるため、改築対象として試算しました。

結果、改築及び長寿命化の併用により80年間建物を継続使用する場合、今後40年間の総額コストは323億円（8.1億円/年）となり、従来型の360億円（9.0億円/年）より37億円（0.9億円/年）、長寿命化型の327億円（8.2億円/年）より4億円（0.1億円/年）の縮減効果が期待できます。

しかし、過去の施設関連経費に対する倍率としては、長寿命化型とほとんど変わりありません。



【試算条件】

（更新周期）築20年で大規模改造工事、築40年で長寿命化工事、築80年で改築工事
調査時点で築50年超の建物は改築対象

(4) 学校施設整備の基本的な方針等

①学校施設の規模・配置計画等の方針

本市においても少子化の進行により、児童・生徒数は減少傾向で推移しています。洲本市学校教育審議委員会からの「洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方（報告）」（平成28年8月）において、各学年複数学級を理想とし、小学校は、長期的かつ全市的な視点に立った上で、地域的狀況を考慮し、可能な限り適正規模が確保できる学校配置に努める必要があり、中学校は、適正規模の確保が困難である場合には、学校の再編等を行う必要があるとされています。

本計画では現状の小・中学校の配置を維持することを前提として計画することとしますが、長期的に本市の児童・生徒数及び学級数は減少する見込みであることから、適正規模が維持困難となった場合には、統廃合の検討を行っていきます。

本市の公共施設の老朽化への対応については、「洲本市公共施設等総合管理計画」（平成28年12月）において、以下の通り方針が定められています。

■全体方針

1. 安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ試算を適正に維持管理する。
2. 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。
3. 人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。
4. 財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。
5. PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

■公共施設に関する個別方針

1. 新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既設施設の有効活用を図る。
2. 施設数、総面積を30年間で20%以上削減する。
3. 施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。
4. 機能が重複する施設については、統廃合を進める。
5. 施設の複合化、集約化、転用を進める。

■インフラ資産に関する個別方針

1. 長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。
2. 効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

■実施方針

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

①全庁的な取組体制の構築

公共施設等マネジメント検討委員会及び専門部会を設置し、公共施設等について全庁的な視点で現状分析や今後のあり方について検討し、意思決定を行う仕組みを構築する。全体を統括する担当を行革推進室に設置し、公共施設等の管理に関する情報共有、部署間の調整を行う。各施設管理担当者に対し、行革推進室が指導・助言を行い、公共施設等の適正な管理を行う。

②情報管理・共有方策

固定資産台帳を活用して、庁内の検討・協議に必要な情報の管理・共有を図る。

2. 点検・診断等の実施方針

施設管理者による点検に加え、専門家による点検を実施し、劣化状況及び危険度を把握する。劣化・損傷が進行する可能性や施設等に与える影響等について診断を実施する。また、一定年数を経過した施設については構造体の劣化診断も行う。

実施した点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しの際に反映する。

3. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

修繕等の時期が重複すると、年度ごとに予算のばらつきが生じることから、点検・診断等の結果を基に優先順位を定め、修繕を適切な時期に行い、予算の平準化を図る。

事後保全型の維持管理から、修繕等を計画的に行う予防保全型の維持管理へ順次移行することとし、健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指す。

施設更新に当たっては、施設の運営方法を含め、より効果的かつ効率的なサービスの提供が可能となる手法を採用する。

4. 安全確保の実施方針

点検・診断等により劣化状況及び危険度を把握し、適切な時期に大規模改修・建替えを行うことにより、安全確保を図る。高度の危険性が認められた施設や、今後も利用見込みのない老朽化した施設については、速やかに施設の除却等を検討するものとする。

5. 耐震化の実施方針

学校については耐震化が完了している。その他の施設についても、必要に応じ耐震化を図る。災害時の拠点施設については、機能を十分に発揮できるよう、計画的に耐震化を図る。

6. 長寿命化の実施方針

今後も継続的に活用していくと判断される公共施設等については、期待される耐用年数までの使用を可能とするための効果的かつ計画的な保全措置を講じるとともに、ライフサイクルコストの縮減も視野に入れた長寿命化を推進する。

<p>また、新たに施設整備を行う際には、長期に利用できる仕様を検討し、公共施設等の長寿命化を図る。</p>
<p>7. 統合や廃止の推進方針</p> <p>公共施設の統合や廃止に際しては、適正な配置と効率的な管理運営を念頭に置き、将来にわたって真に必要となる公共サービスを持続できるよう検討する。</p> <p>なお、統合・廃止により余剰となった施設や敷地については、他の活用方法を検討する。</p>
<p>8. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制や仕組みの構築方針</p> <p>研修会等を通じて職員の人材育成に努め、予防保全の考え方の浸透やコスト意識の向上に努める。</p> <p>各施設の所管課との連携を図り、本計画に対する取組みを着実に進める。</p> <p>民間における新しい取組みを積極的に活用する。</p> <p>市民、NPO 法人、企業等と連携し、公共施設を含めた地域の資源を最大限活用しながら、地域の持続的な発展を目指す。</p>
<p>9. フォローアップの実施方針</p> <p>本計画の実効性を確保するため、本計画を踏まえた各公共施設等の個別施設計画の策定を行うこととし、必要に応じて数値目標等を定め、その取組み状況について適宜評価を実施する。</p> <p>さらに、本計画の弾力性を確保するため、国の制度改正や社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じた見直しを随時行っていく。また、公共施設等に関して、住民等から寄せられた意見や提案等については、本計画の見直し時に反映させることとする。</p>

■取組の方向性

<p>学校教育系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒数の動向を踏まえ、良好な教育環境が確保できるよう、必要となる施設を整備し、維持管理の充実を図る。洲本市学校教育審議委員会の報告も踏まえながら、施設の適正な配置方針について丁寧な協議を進めて行く。 ・ 既存施設の大規模改造事業を順次実施していく一方で、長寿命化改修事業（躯体レベルからの改造）等の実施も視野に入れつつ、引き続き良好な状態で長期にわたり活用できるよう努める。 <p>また、生徒・児童数の動向に応じ、不用となる建物が生じた場合は、社会教育施設等への転用のほか、減築事業の実施も含めて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の底地について、借地解消を検討する。

②改修等の基本的な方針

1) 長寿命化改修の方針

従来の維持管理では、建物や施設に深刻な劣化や不具合が生じてから改修を行ってきたため、表面化した不具合に対してのみの対応に止まり、建物や施設の劣化を抑制することができませんでした。今後は、中長期的な維持・改築等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現するため、適切な時期に長寿命化改修を実施し、目標とする耐用年数まで使用できるように取り組みます。

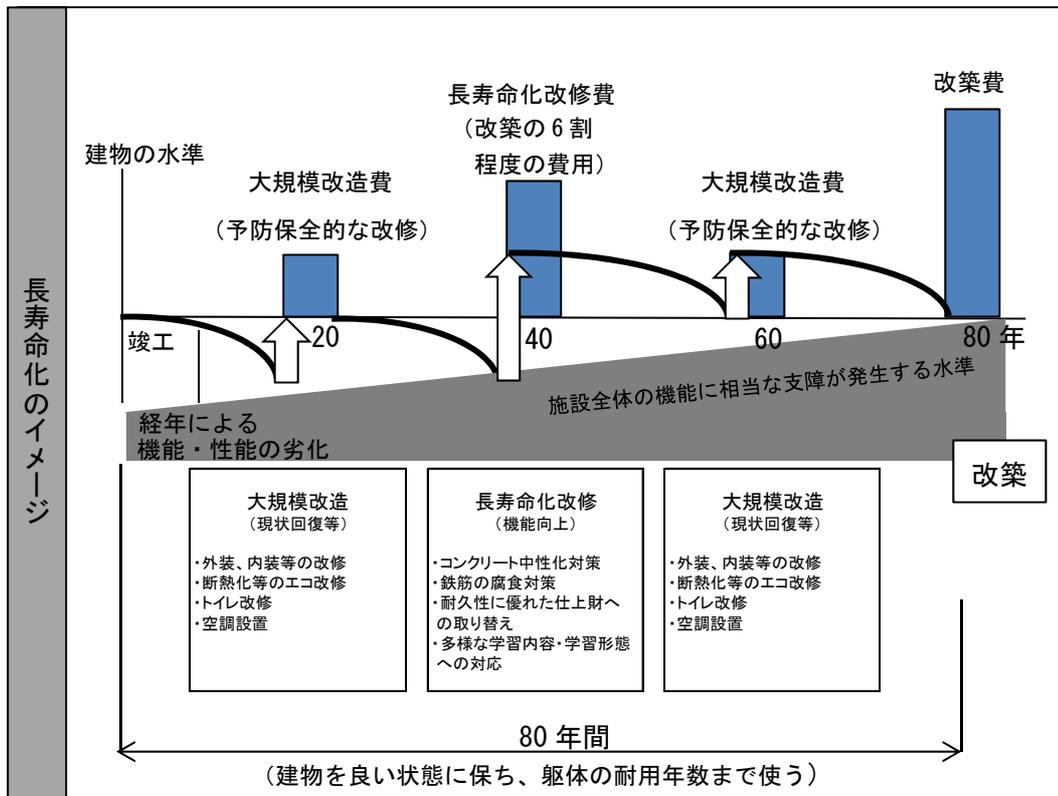
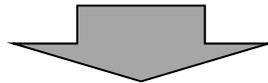
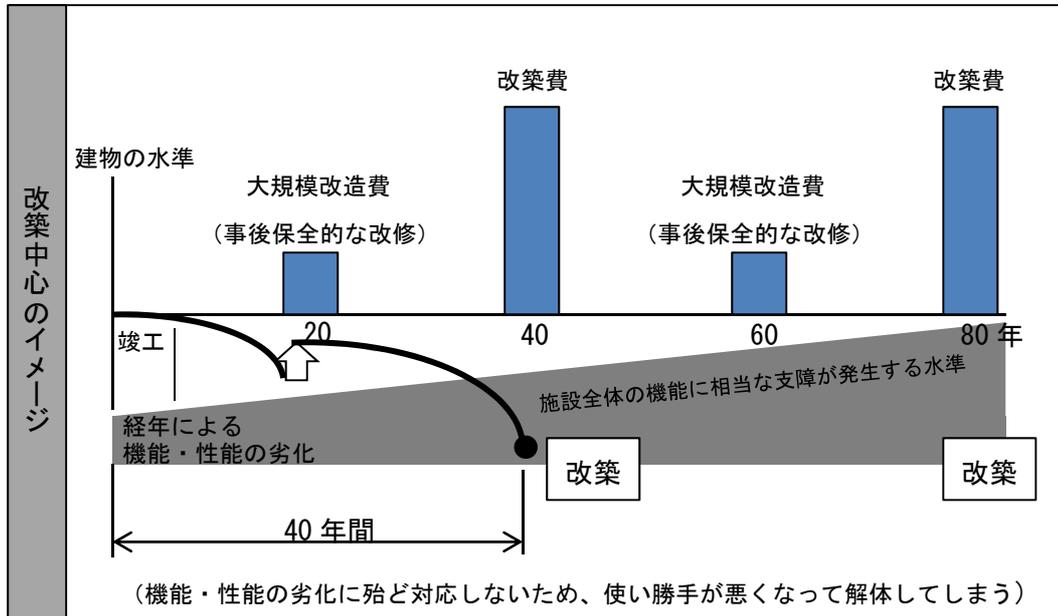
ただし、築50年以上経過した施設等で目標耐用年数までの期間が少ない場合や、老朽化が著しい建物については、長寿命化改修を行うことにより、かえって財政への負担が増加する可能性があることから、その時の財政状況や費用対効果を検証しながら、長寿命化改修の実施の可否や対策を検討していきます。

2) 改修周期の設定

本市の施設においては、前述した長寿命化の方針に従い、長寿命化改修の実施が適当と判断される施設については、建築後80年まで使用することを目標に、大規模改造を建築後20年と60年、長寿命化を建築後40年で実施していくことを基本とします。

長寿命化による目標耐用年数	80年（長寿命化を行わない場合は50年）
大規模改造の周期	築20年、及び築60年（長寿命化改修から20年）
長寿命化改修の周期	築40年

【改築から長寿命化への転換イメージ】



出典：学校施設の長寿命化に係る手引きより作成

(5) 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

①改修等の整備水準

本計画における長寿命化改修及び大規模改造の基本的な水準を以下に示します。

長寿命化改修は施設を長期間使用できるようにするため、耐久性の向上を図るとともに、改修時の社会的要請や環境対策を考慮した安全で快適な学習環境への改善を目的とします。大規模改造は経年劣化や機能低下の原状回復を目的とします。

この整備水準は標準的な考え方を示すものであり、各学校園の老朽化状況に応じて整備前に改めて検討を行います。

【改修等の整備水準】

部位		建設当初の標準仕様	長寿命化改修の整備水準	大規模改修の整備水準	
外部	屋根・屋上	シート防水	下地撤去のうえ シート防水(断熱仕様)	かぶせ工法による シート防水	
	外壁	モルタル+吹付タイル	クラック補修、浮き補修 外壁再塗装(複層素材)	クラック補修、浮き補修 外壁再塗装	
	躯体	コンクリート	躯体保護対策 中性化対策、鉄筋腐食対策 等	現状のまま	
	建具	サッシ	アルミサッシ	状況に応じて更新、シール打替	現状のまま
		ガラス	シングルガラス	合わせガラス(高機能化も検討)	
外部金物		アルミ、スチール製 手摺	撤去・更新	劣化部補修	
内部	内装	天井	化粧石膏ボード	撤去・更新	
		壁	石膏ボード+クロス モルタル+塗装	撤去・更新	
		床	フローリングブロック ビニル床シート	撤去・更新	
	建具	一般建具	木製建具 軽量鋼製建具	撤去・更新	劣化部補修 部材交換
		防火戸	防火戸	状況に応じて改修	劣化部補修 部材交換
設備	電気設備	—	撤去・更新	劣化部補修 部材交換	
	給排水設備	—	撤去・更新	劣化部補修 部材交換	
	昇降設備	—	劣化部補修 部材交換	劣化部補修 部材交換	
	空調設備	—	劣化部補修 部材交換	劣化部補修 部材交換	

学習環境	ICT環境の整備	
生活環境	トイレ	洋式便器化
		ウェット式トイレのドライ化
省エネ	水栓	状況に応じて自動水洗化
	照明設備	LED照明化
バリアフリー	ユニバーサルデザインの導入(多目的トイレの整備、エレベーター整備)	

②維持管理の項目・手法等

施設の機能を維持し、長期間にわたって有効に活用するためには、日常的、定期的に施設の劣化状況を把握することが重要です。建築当初には確保されている建物や設備機能も、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっているおそれがあります。

そのため、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、法令等に基づいて定期的に点検を行い、必要な修理・修繕等を速やかに実施し、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

学校施設における主な点検・調査には、法令で義務づけられている建築基準法第12条に基づく点検や、設備機器の定期点検等があります。これらの点検・調査結果を活用することで、施設の劣化状況を的確に把握するとともに、改修等を検討していきます。

・法定点検

建築基準法第12条により、建築物の構造等については3年に一度、建築設備、防火設備については年に一度、有資格者により劣化状況等を点検することが定められています。他にも消防法、電気事業法等による点検が義務付けられており、各設備の点検を行います。

・自主点検

自主点検については資格等の制限はなく、日常の点検になります。施設管理者が施設や設備の使用などを通して、異常・劣化を目視等で調査することとしています。

主な点検項目

	根拠法等	点検等の対象	調査方法
点検種別	建築基準法第12条	建築物等	専門業者への業務委託
		建築設備等	
	消防法	消防用設備	専門業者への業務委託
	電気事業法	自家用電気工作物	専門業者への業務委託
		精密点検	
フロン排出抑制法	空調施設	専門業者への業務委託	
自主点検	日常点検	施設全体	施設管理者等
	定期点検	プール濾過装置	専門業者への業務委託
浄化槽			

(6) 長寿命化の実施計画

①改修等の優先順位付けと実施計画

先のコスト比較の結果も踏まえ、中長期における総額が最も抑制できると認められる「従来型+長寿命化型」の考え方により、今後の施設整備計画を設定します。

整備計画の優先順位と工事内容の方向性(改築、長寿命化、大規模改造、部位修繕等)については、築50年以上、築40~49年、築39年未満の3グループ毎に、各建物の調査・評価の結果に基づき、築年数が古く、劣化の進んでいる施設から順に整備することとします。また、一体的な建物で増築等によって箇所ごとに改修時期が異なるような場合は、最も後年度の計画に合わせて同時施工することとします。

なお、この施設整備計画は、社会情勢等の変化による市の財政状況や、児童・生徒数の変化に伴って、見直すことがあります。

【施設整備計画(令和3年度~令和7年度)】

■ …築50年以上
■ …築40~49年
■ …築39年未満

施設名	建物名	棟番号	①	②	③	④	⑤
洲本幼	校舎	1					
	校舎	1					
大野幼	校舎1(更衣室)	7	改築				
	校舎2(体育倉庫)	13			長寿命		
	校舎3(管理棟)	14-1					
	校舎3(管理棟)	14-2					
	校舎4(教室棟)	15			長寿命		
	校舎5(給食室)	18				長寿命	
	校舎6(倉庫)	19					長寿命
洲一小	屋内運動場	20					
	校舎1(教室棟)	5-1		改築			
	校舎2(教室棟)	5-2		長寿命			
	校舎2(プール付居室)	6					
	屋内運動場	7		長寿命			
	校舎3(屋外便所)	10			長寿命		
	校舎4(管理・教室棟)	11					
洲二小	校舎5(給食棟)	12					
	校舎6(プール付居室)	13					
	校舎7(倉庫)	14					
	校舎1(特別教室)	4-1					改築
	校舎1(特別教室)	4-2					改築
	屋内運動場	4-3					長寿命
	校舎1(給食室)	4-4					改築
洲三小	校舎1(給食室)	4-5					長寿命
	校舎2(管理棟)	5-1					改築
	校舎2(管理棟)	5-2					改築
	校舎3(電気室)	6					改築
	校舎2(渡り廊下)	7					
	校舎4(倉庫)	12				長寿命	
	校舎5(教室棟)	13-1					部位修繕
洲四小	校舎5(教室棟)	13-2					
	校舎1(教室棟)	5-1					
	校舎1(教室棟)	5-2					
	校舎1(教室棟)	5-3					
	校舎1(教室棟)	5-4					
	校舎2(プール付居室)	8		長寿命			
	屋内運動場	9					
洲五小	屋内運動場(倉庫)	9-2					
	校舎3(給食室)	10					
	校舎3(特別教室)	11					
	校舎1(E.L.V.棟)	12					
	校舎1(教室棟)	13-1				長寿命	
	校舎1(教室棟)	13-2				長寿命	
	校舎1(教室棟)	13-3				長寿命	
大野小	校舎1(教室棟)	13-4				長寿命	
	校舎2(用務員棟)	14					
	校舎3(給食室)	15					
	校舎4(電気室)	16		長寿命			
	屋内運動場	17		長寿命			
	校舎5(倉庫)	18				長寿命	
	校舎5(便所)	19					
由良小	校舎6(倉庫)	20					大規模
	校舎1(E.L.V.棟)	22					
	屋内運動場	5				長寿命	
	校舎1	7					
	校舎1	8					
	校舎2(プール付居室)	9					
	校舎1(管理棟)	8-1				改築	
中川原小	校舎1(管理棟)	8-2				改築	
	校舎2(教室棟)	11-1					
	校舎2(給食室)	11-2					
	屋内運動場	12-1					
	地域・学校連携施設	12-2					
	屋内運動場	10-1					
	地域・学校連携施設	10-2					
安手小	校舎1(プール付居室)	11		長寿命			
	校舎2(教室棟)	12-1					
	校舎2(給食室)	12-2					

施設名	建物名	棟番号	①	②	③	④	⑤
都志小	校舎1(プール付居室)	9					
	校舎2(教室棟)	10-1					長寿命
	校舎2(教室棟)	10-2					長寿命
	校舎2(昇降口)	10-3					長寿命
	校舎2(便所棟)	10-4					長寿命
	校舎3(便所棟)	11					長寿命
	校舎4(倉庫)	12					長寿命
	屋内運動場	13					
	校舎1(プール付居室)	1					
	校舎2(プール付居室)	2					
	屋内運動場	11					
	校舎3(便所棟)	12					
結原小	校舎4(教室棟)	13-1				長寿命	
	校舎4(教室棟)	13-2					
	校舎4(E.L.V.棟)	13-3					
	校舎5(倉庫)	14					
	校舎6(倉庫)	15					
	校舎1(特別教室棟)	2					
	屋内運動場	3					
広石小	校舎2(プール付居室)	4					
	校舎3(教室棟)	5-1					大規模
	校舎3(教室棟)	5-2					大規模
	校舎4(消火ポンプ室)	6					大規模
	校舎5(倉庫)	7					
	屋内運動場	1-1					長寿命
	地域・学校連携施設	1-2					長寿命
鳥飼小	校舎1(便所棟)	3					長寿命
	校舎2(プール付居室)	16					
	校舎3(便所棟)	17					
	校舎4(教室棟)	18					長寿命
	校舎5(倉庫)	19					長寿命
	校舎4(E.L.V.棟)	20					
	校舎1(E.L.V.棟)	1					
堺小	校舎2(特別教室棟)	9					長寿命
	校舎3(プール付居室)	11					
	校舎1(教室棟)	12					長寿命
	屋内運動場	13					長寿命
	校舎4(倉庫)	14					
	校舎1(教室棟)	1					
	屋内運動場	14					
洲浜中	校舎2(管理・特別教室棟)	15				長寿命	
	校舎3(倉庫)	16					長寿命
	部室	17					長寿命
	校舎1(管理・教室棟)	1-1					
	校舎1(管理・教室棟)	1-2					
	校舎2(特別教室棟)	2-1					
	屋内運動場	2-2					
青雲中	校舎3(電気室)	3					
	部室1	5					長寿命
	部室2(倉庫)	6					長寿命
	校舎4(教室棟)	7					
	校舎5(便所)	8					
	校舎6(E.L.V.棟)	9					
	校舎1(管理・教室棟)	1-1					
由良中	校舎1(管理・教室棟)	1-2					
	校舎2(倉庫)	2					
	校舎3(電気室)	3					
	部室	4					
	屋内運動場	5-1					長寿命
	地域・学校連携施設	5-2					長寿命
	屋内運動場	6-1					
安手小	地域・学校連携施設	6-2					
	部室	7					
	校舎(管理・教室棟)	9-1					
	地域・学校連携施設	9-2					
	校舎(給食室)	9-3					
	校舎1(管理・教室棟)	1-1					
	校舎1(管理・教室棟)	1-2					
五色中	校舎2(教室棟)	2-1				長寿命	
	校舎2(E.L.V.棟)	2-2					
	校舎3(特別教室棟)	3					長寿命
	校舎4(東昇降口)	4					長寿命
	校舎5(西昇降口)	5					長寿命
	屋内運動場1	8					長寿命
	屋内運動場2	10					
五色中	部室	11					大規模
	校舎6(倉庫)	12					大規模

②長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果

今後の学校施設の維持・更新コストは、「従来型+長寿命化型」へ方針転換することにより、長期的には総額コストの縮減、予算の平準化に資することになりますが、過去5年間の施設関連経費（2.2億円/年）を市としての財政的制約と仮定した場合、40年間の平均として8.1億円/年、期別で見れば第一期の10年間で12.7億円/年、第二期の10年間で5億円/年、第三期の10年間で4.2億円/年、第四期の10年間で10.3億円/年になると見込まれており、継続的に大きく上回ることとなります。

当然のことながら、児童・生徒数が大きく減少してきている現状では、このまま全ての学校施設を維持・更新の対象とすることは、学校運用面でも市の財政面でも難しく、学校施設保有の在り方、維持・更新コストの削減及び財源確保等が大きな課題となってきます。

今後、財政的制約と維持・更新コストとの乖離を埋めていくためには、学校施設の配置や規模、運営面・活用面等に及ぶ多面的な見直しが必須であり、適正化に向けた総合的な取組みの方向性を明確にする必要があります。

なお、令和3年3月現在、洲本市学校教育審議委員会による「洲本市の幼稚園、小・中学校における適正規模・適正配置についての基本的な考え方（報告）」（平成28年8月）が見直し審議中であり、その審議結果を受けての計画見直しも想定されます。

したがって、効率的な資金投資の観点からも、現時点における今後5年間の計画としては、建物全体に効果の及ぶ改築、長寿命化改修工事等の実施については見合わせ、過去実績に基づく額を予算上限として、比較的工事規模の小さい設備関連（エレベーターやトイレ等）の大規模改造工事や部位修繕工事等に制限します。

【年間予算の目安（令和3年度～令和7年度）】

投資的経費	施設整備費	116,000 千円
	その他施設整備費	37,000 千円
投資的経費 計		153,000 千円
経常的経費	維持修繕費	5,000 千円
	光熱水費・委託費	62,000 千円
経常的経費 計		67,000 千円
合 計		220,000 千円

(7) 長寿命化計画の継続的運用方針

①情報基盤の整備と活用

本計画を推進するにあたり、施設の状況や改修履歴などをデータとして蓄積し、更新していくことが必要です。

次の情報を適切に管理し、施設の状況を把握することにより改修時期や内容などを総合的に判断していきます。

- ・ 公立学校施設台帳
- ・ 定期・法定点検報告
- ・ 各校・園での点検、修繕要求

これらの情報は、施設状況に変更が生じた際には更新し、一元管理していくものとします。

②推進体制等の整備

本計画の土台となっている学校施設の老朽化状況や教育環境は今後も年々、変化していくことが想定されるほか、公共施設等総合管理計画などの関連する計画との整合を図っていく必要があります。

学校施設の状況を的確に把握するためには、学校、教育委員会事務局、点検等実施業者との連携が必要となるほか、関係部署との連携も欠かすことができません。

本計画に基づき長寿命化を実施するために、公共施設等総合管理計画による全庁的な基準・方針等を踏まえ、学校施設の整備・管理の所管である教育委員会事務局が中心となって、関係部署との連携をより一層図り、学校施設マネジメントを行っていくこととします。

③財源の確保

安全で快適な教育環境を維持するためには、継続的な学校施設の維持管理や改修が必要となり、財政的にも大きな負担が必要となります。学校施設の運営面や活用面などの見直しを行いながら、国の動向を注視しつつ国庫補助事業を最大限に活用していきます。

〈主な補助事業〉

- 危険建物の改築事業
- 長寿命化改修事業
- 大規模改造事業（老朽改修、トイレ改修など）
- 防災機能強化事業

④フォローアップ

本計画は、学校施設の改修等の優先順位を設定するものであり、「洲本市公共施設等総合管理計画」をはじめ、関連計画や市の財政状況を踏まえた上で事業の実施をしていきます。

今後は、事業の進捗状況や点検結果から得られる老朽化に関する評価に加えて、教育環境の状況変化を加味しながら計画をフォローアップし、必要に応じて見直しを行っていきます。